

令和元年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 みつわ福祉会(法人番号6140005013449)

監査実施日 令和元年12月12日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
<p>1 平成24年度以降の法人の決算について収支不足が続いており、監事監査でも指摘を受け、理事会でも協議を行っているが改善に至らず、平成30年度決算においても、法人全体で単年度の収支不足額が増大している。専門家の意見も聴取するなど、原因を分析し、具体的な経営改善対策を検討すること。</p> <p>については、次の点を含めて評議員会及び理事会で検討を行い、具体的な改善の方法、時期(短期・長期)及び資金収支の詳細(年度毎)が確認できる計画書(収支不足額が解消されるまでのもの)を作成の上、報告すること。また、これまでの監事監査の指摘に対する取り組みの評価も含めて報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・業務委託費・保守料・リース契約等について、安易に継続契約とするのではなく、契約の必要性を考慮し、また契約更新時に複数事業者で比較するなど経費節減に向けて取り組むこと。・経費節減を行うことによって利用者に対する処遇の低下につながらないように配慮すること。・公益事業(居宅介護支援事業)については、社会福祉法の規定により「公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなつてはならない」とされているが、支出超過となっている。この事業のあり方についても検討を行うこと。	改善予定

令和2年2月26日

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
<p>1 ここ数年の法人の決算について収支不足が続いており、監事監査でも指摘を受け、理事会でも協議を行っているが改善に至らず、平成28年度決算においても、法人全体単年度の収支不足額が増大している。専門家の意見も聴取するなど、原因を分析し、具体的な経営改善対策を検討すること。については、次の点を含めて評議員会及び理事会で検討を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・業務委託費・保守料・リース契約等について、安易に継続契約とするのではなく、契約更新時に複数事業者で比較するなど経費節減に向けて取り組むこと。・経費節減を行うことが利用者に対する処遇の低下につながらないように配慮すること。・公益事業(居宅介護支援事業)については、「公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなつてはならない」とされているが、支出超過となっている。この事業のあり方について検討を行うこと。	未改善

令和元年12月12日